## 火災予防上の命令を受けている対象物

## 令和3年4月6日17時30分現在

番号	所在	名称	用途	命令を受けた者の氏名	命令を行った日	命令事項
1	東根市温泉町一 丁目8番15号	旅館 小関館	旅館	小関 玲子 (コセキ レイコ)	令和元年9月11日	1. 屋内消火栓設備を改修すること。 (消防法施行令第 11 条) 2. 自動火災報知設備を改修すること。 (消防法施行令第 21 条)
2	東根市温泉町一 丁目8番15号	旅館 小関館	旅館	小関 玲子 (コセキ レイコ)	令和2年4月7日	次に掲げる事項を履行するまでの間、当該 防火対象物を旅館として使用しないこと。 1. 屋内消火栓設備を改修すること。 (消防法施行令第11条) 2. 自動火災報知設備を改修すること。 (消防法施行令第21条)